

知っておきたい精神保健福祉の動き 2  
お知らせします みんなねっとの活動 5

特集

日本でも本人と家族をともに支援する家族支援の実現を  
——メリデン版訪問家族支援・研修報告 8

【連載⑧】

誰でもわかる認知行動療法

《問題を解決するスキルを身につけましょう》(大野 裕) 16

私と家族の手記

どんなに障害が重くても人は生きたい・生かしたい(昭和一桁生) 20

街の診療所からのお便り【連載 102】(増本茂樹)

…病気ではないなら障害年金は受給できないのですけれど… 24

トピックス(木戸義明)

障害年金 私の体験(最終回)

障害年金がさかのぼって5年間しか支給されないのは誤った運用という問題について 28

メンタル障害をサポートするための知識—薬物療法を正しく理解する●連載15(姫井昭男)

第3章「精神科の薬」の実際〈2〉—抗精神病薬の副作用 32

真澄こと葉のつれづれ日記(第56回) 36

みんなのわ—読者のページ 38

# 障害年金 私の体験

最終回

障害年金がさかのぼって5年間しか支給されないのは誤った運用という問題について

特定社会保険労務士・消費生活アドバイザー  
ドバイザー・豊田あけほの会会員

木戸 義明

## 9 具体的請求方法及び時効中断方法

本件に関する実効性の強い具体的請求方法兼時効中断措置としては、行政不服審査法に基づく異議申立て又は裁判が代表的な方法です。私は、前者をお勧めしています。手数料や郵便料の納付も要しませんし、裁判と違い、プライバシーも守れ、ご

本人でも代理人でも可能です。

裁判の場合でも、私が行ったように、家族の方が成年後見人に就任し、その人が、就任後6カ月以内に法定代理人として本人訴訟を提起すれば、民法第158条の類推適用等の要素が加わるので、勝訴の可能性は高まり、家庭の事情にもよりますが、弁護士費用を苦にせず行うことができるので一つの方法

として検討をする価値があります。これは実例ですが、神戸家裁では、本人のご家族と私の二人を成年後見人として認めてくれたので、この問題の請求手続きのために選ばれた私は、成年後見人法定代理人の本人訴訟として、過日、訴状を提起しました。この場合、収入印紙代等の実費は必要となりますが、着手金、日当等の費用は不要で、成果報酬も家庭裁判所が決めてくれますので、双方にとって、安心が違います。そして、裁判所は、受給権者の権利の救済に重きを置き私を選んでくれたので、時効問題が解決後は、私は、離任できるのです。

注意を要することは、法律一

般及び年金法等に関する基礎知識は必須であり、却下等の場合は、時効中断事由とならない旨の規定があるので、例えばご自身で行う場合や支援者が代理人となる場合にも専門家のアドバイスを受けるべきであることです。

また、時効問題は、行政処分ではないので、社会保険審査官に対する審査請求や、社会保険審査会に対する再審査請求は、ほぼ確実に、却下されるか、棄却されるので注意してください。この紙面で、私の業務の話をすることはできませんので、お困りの方のために、私も無料相談を受けていることだけはお知らせしておきます。

## 10 政府及び厚労省に望まれる姿勢

現実的な請求方法としては、上記の2つの方法となりますが、前者については、申立人が処分庁からの反論書の提出を求めている（現在公布済みの改正行政不服審査法では義務規定とされている）にもかかわらず、1年以上経過している現在、厚労省はそれさえ出せない現状です。矛盾の多い、不合理な運用解釈を強行しているからです。厚労省には自ら反省し、関係者が一堂に会し、改善案を検討することを依頼済みです。私が非常に残念に思っていることの一つに、総務省に設置さ

れ、4年間活動をしていた年金業務監視委員会（郷原委員長）の存在を、廃止される翌月まで私告知らなかったことです。この委員会は、平成26年3月31日に廃止されたのですが、不合理な運用の改善に貢献しています。

主な貢献事項を挙げれば、

- ① 運用3号被保険者問題
  - ② 時効特例法給付問題
  - ③ 死亡一時金の消滅時効問題を挙げることはできませんが、
  - ③については、本問題と極めて類似性が強いので、この委員会でこの問題が取り上げられておれば、的確に解決してくれていた可能性が高く残念でなりません。
- 年金については、重要事項であり、かつ、まだまだ解決しな

ければならない問題も多いので、私は、この委員会を再開すべきであると提言します。これを廃止した関係省庁及び政府の意向には何やら暗いものを感じます。

## 11 明るい兆し

### (1) 支持・支援者の増加

本誌では、誤解を恐れずに、できるだけ平易に分かりやすい表現にすることを第一に記述しました。しかし、この内容は、保険者・国の複雑な主張構成、及び45年間以上にもわたって、現実に誤った運用が行われてきてしまったことが大きく影響し、弁護士先生の教え、問題点を提示しても把握できない方がおみえなのが現状です。

ところが、平成21年5月から、正しい請求手続きを模索し、継続的な普及活動が続けて来たところ、現在では、多数の大学教授、弁護士、新聞記者、社労士及び障害者支援団体等から、考え方にも活動にも支援をいただき、支援者の数はどんどん増えています。

当初は、正しい請求方法も分からず、日本年金機構理事長や、厚生労働大臣に支払請求書を提出し、厚生省からは、「時効消滅した年金の支給を求める申請や届出はお受けできません」という誤った回答（本来は、異議申立てという正規の請求方法を教示する義務があったのですから）をもらったり、社会保険審査官や社会保険審査会からも、

却下や棄却されていたことを思うと隔世の感があります。

### (2) 行政不服審査法の改正

現在、正しい請求手段として、厚生労働大臣に対する異議申立てを行っていますが、これは、行政不服審査法に基づく請求手段です。この法律については、既に改正法が公布（平成26年6月13日公布、平成26年法律第68号）されており、私たちにとっては、権利利益の救済がされやすく、かつ、行政の適正な運営が確保されやすく変わっているのです。

施行日も、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日ですので、少なくとも来年の6月には改正法が施行されます。

大きな改正点は以下のとおり

です。

①異議申立てが審査請求に変わり、審理員が進捗に責任を持つ体制に変わる。

②弁明書の提出が義務規定となり、私たちは反論書の提出が可能となり、従来の一方通行的なものではなく、議論ができる体制になる。

③標準審理期間や裁定時期の規定が設けられ、審査庁の無責任な処理遅延が許されなくなる。

④行政不服審査会が新設された。  
④については、本件が、行政処分ではなく、事実行為とされている関係上、残念ですが、審査会では受けてもらえない可能性があまりありません。

法の目的(第1条)及び対象

が、「公権力の行使にあたる行為」であることを考えると、私法は、審査会でも受けるべきと考えますが、このあたりは、この法律の主管の総務省でも見解は定かではなく適用は微妙です。

(3)行政段階での決着の可能性の拡大

この問題は、下級裁判所の裁判官でさえ、判決にあたって事実誤認が見られるほどの奥の深い問題であり、従来の異議申立ての場合、議論する機会が保障されていなかったもので、最終的には、裁判まで行かないと決着しない可能性が高いものでした。

しかし、改正法では、議論できる体制が敷かれたので、保険者・国の運用の不合理、矛盾点を証

明できる機会が増し、請求を容認せざるを得ないところまで追及することが可能となります。

ただし、改正法が適用になるのは、施行日以後に処分等がなされたものに限り、現在係争中の事件は含まれません。

私は、命の続く限り、この不合理と闘うことを覚悟していきます。私のライフワークは、「厚労省に法改正等を決断させること」ですので、今後とも宜しくお申し込み申し上げます。(完)  
(きど よしあき)

無料相談可

木戸社会保険労務士事務所  
電話 0565-32-6271  
FAX 0565-77-9211  
メール office@kido-sr.com  
URL <http://www.kido-sr.com>  
ブログ <http://kido-sr.sblo.jp/>